

保証制度のご案内

令和6年度版

栃木の元気は中小企業から



©光プロダクション



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

※金利は、すべての制度において金融機関所定となります。

主な保証制度一覧

区分	保証制度	ご利用いただける方	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
一般保証	一般保証	県内に事業所を有し、事業を営んでいる方 (個人で県内に住居がある方を含む)	2億8,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	0.45%~1.90%
	借換保証	既往信用保証付借入を借り換えることで、 返済負担を軽減させたい方	2億8,000万円	借換(真水部分での 運転・設備含む) 10年以内	0.45%~1.90%
借換	プロパー融資借換特別保証制度 NEW	一定の要件を満たす方で、経営者保証を提供した信用保証を付さない(金融機関プロパー)借入を経営者保証を不要とする本制度で借り換えることにより、経営者保証を解除したい方	2億8,000万円	借換 10年以内	0.45%~1.90%
	当座貸越根保証	限度内で借入を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転・設備 1年または2年	0.39%~1.62%
当座貸越・カードローン型	事業者カードローン根保証	限度内で借入を反復して行いたい方	2,000万円	運転・設備 1年または2年	0.39%~1.62%
	無担保当貸5000保証	限度内で借入を反復して行いたい方	5,000万円	運転・設備 1年または2年	0.35%~1.60%
	割引根保証	限度内で手形及び電子記録債権の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転 2年以内	0.29%~1.52%
	手形貸付根保証	限度内で手形の借入を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転 2年以内	0.45%~1.90%
	財務要件型無保証人当座貸越根保証「フォルティッシモ」	一定の財政要件を満たす方で、経営者保証を不要とし、限度内で借入を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転・借換・設備 1年または2年	0.39%~1.62%
創業	創業関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	3,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サポート制度併用時】 0.45%または 0.60% 【経営資源引継ぎサポート制度併用時】 0.45%
	スタートアップ創出促進保証制度	創業または分社化をお考えの方で、経営者保証を不要としたい方(創業後間もない方を含む)	3,500万円	運転・設備 10年以内	1.00% 【創業等連携サポート制度併用時】 0.65%または 0.80% 【経営資源引継ぎサポート制度併用時】 0.65%
小規模	小口零細企業保証	常時使用する従業員が20名(娯楽業・宿泊業・旅行業を除く商業・サービス業は5名)以下で、新規借入を含めた信用保証付借入の残高が2,000万円以内の方	2,000万円	運転・借換・設備 10年以内	0.50%~2.20%
	特別小口保証	常時使用する従業員が20名(娯楽業・宿泊業・旅行業を除く商業・サービス業は5名)以下で、他の保証制度を利用した信用保証付借入の残高がなく、一定の要件を満たす方	2,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	0.80%
	小口カードローン根保証「クレシエンド」	常時使用する従業員が20名(娯楽業・宿泊業・旅行業を除く商業・サービス業は5名)以下で、限度内で借入を反復して行いたい方	300万円	運転・設備 1年または2年	0.39%~1.62%
	商工いきいき特別保証	商工団体の経営指導及び推薦を受けた方で、新規借入を含めた信用保証付借入の残高が5,000万円以内の方	500万円	運転・借換・設備 10年以内	0.45%~1.90%
社債	中小企業特定社債保証	一定の財務要件を満たす方で、社債を発行し資金を調達したい方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.45%~1.90%

区分	保証制度	ご利用いただける方	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
社債	「企業発達応援型」社債保証	従業員の健康保持・働き方の見直しや財務会計力の向上に取り組んでいる方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.360%~1.710%
	寄贈型SDGs社債保証「とちぎ地域貢献応援債」	地域貢献のため栃木県内の団体等に寄贈を行う方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.382%~1.615%
ABL	流動資産担保融資保証	売掛債権(電子記録債権を含む)または棚卸資産を担保として有効活用したい方	2億円	運転・設備 【根保証】1年 【個別】1年以内	0.68%
金融機関連携	金融機関連携型継続支援保証“アンサンブル”	信用保証を付さない(金融機関プロパー)借入があり(または同時に借入をし)、一括返済方式での資金を継続利用することで、資金繰りの安定及び財務基盤の強化を図りたい方	3,000万円	運転・借換 2年以内	0.45%~1.90%
	ハーモニーサポート保証	信用保証付借入と同時に信用保証を付さない(金融機関プロパー)借入をすることで、借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	0.405%~1.710%
企業発展・成長	経営力向上関連保証	主務大臣により認定を受けた「経営力向上計画」にしたがって事業を実施する方	2億8,000万円 【別枠】	運転 5年以内 設備 7年以内	0.60%
	財務要件型無保証人保証	一定の財務要件を満たす方で、経営者保証を不要とする融資を希望する方	2億8,000万円	運転・借換 7年以内 設備 10年以内	0.45%~1.90%
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 NEW	一定の要件を満たす方で、経営者保証を不要とする融資を希望する方	8,000万円 【経営安定関連(4-5号)】 8,000万円 【別枠】	運転・設備 10年以内	0.70%~2.35% 【経営安定関連(4号)】 1.05%または 1.25% 【経営安定関連(5号)】 0.95%または 1.15% ※保証料補助あり
	健康・働き方応援保証“はつらつ”	健康経営や働き方の見直し等に取り組み、国や栃木県等から認定を受けている方、または一般事業主行動計画の届出や宣言等の登録を行っている方	1億円	運転・借換・設備 10年以内	0.360%~1.615%
	会計力向上応援保証	適時かつ正確な会計帳簿の作成を通じ、計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組んでいる方	1億円	運転・借換・設備 10年以内	0.382%~1.710%
	とちぎSDGs推進企業応援保証	栃木県の「とちぎSDGs推進企業登録制度」に登録し、その目標達成に向けて取り組んでいる方	1億円 (運転 3,000万円)	運転 10年以内 設備 20年以内	0.405%~1.710%
	とちぎDX保証	DX(デジタルトランスフォーメーション)をはじめとするデジタル化により競争力強化・業務効率化等に取り組む方	3,000万円	運転・設備 10年以内	0.405%~1.710%
	北関東観光連携保証	本制度に係る事業計画書に記載された事業内容が、県内の観光の活性化に寄与すると認められる方	1億円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	0.405%~1.710% 【経営安定関連(5号)】 0.630%
	経営改善・事業再生	伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響により売上高が減少し、経営行動に係る計画を策定した方	1億円	運転・設備・借換 10年以内
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)		債権者間の合意が取れている計画を基に、事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 【別枠】	運転・借換・設備 15年以内	0.70%または 0.80%
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)		新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中で、債権者間の合意が取れている計画を基に、事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 【別枠】	運転・借換・設備 15年以内	0.80%または 1.00% 【経営者保証免除 対応時】1.00%または 1.20% ※保証料補助あり

区分	保証制度	ご利用いただける方	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
災害・緊急時	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じており、市町村長からセーフティネット保証に係る認定書の発行を受けた方	【1~5・7・8号要件】 2億8,000万円 【6号要件】 3億8,000万円 【別枠】	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	【1~4・6号要件】 0.80% 【5・7・8号要件】 0.70%
	危機関連保証	大規模な不況や災害に際し売上高等が減少する等、経営の安定に支障が生じており、市町村長から危機関連保証に係る認定書の発行を受けた方	2億8,000万円 【別枠】	運転・借換・設備 10年以内	0.80%
事業承継	事業承継特別保証制度	事業承継計画を有する法人で、事業承継後または事業承継の準備段階における資金調達の際に経営者保証を不要とする融資を希望する方	2億8,000万円	運転・設備・借換 10年以内	0.45%~1.90% 【専門家確認時】 0.20%~1.15%
	経営承継借換関連保証	経済産業大臣の認定を受けた法人で、経営者保証を提供している借入金を経営者保証を不要とする融資に借り換えたい方	2億8,000万円 【別枠】	運転・設備・借換 10年以内	0.45%~1.90% 【専門家確認時】 0.20%~1.15%
	経営承継関連保証	経営承継後に株式・事業用資産等を買取るための資金供給を必要とし、経営承継円滑化法の認定を受けた方(法人・個人)	2億8,000万円 【別枠】	運転 10年以内 設備 15年以内	0.45%~1.90% 【事業承継割適用中】 0.36%~1.52%
	特定経営承継関連保証	経営承継後に株式・事業資産等を買取るための資金供給を必要とし、経営承継円滑化法の認定を受けた法人の代表者	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	0.45%~1.90% 【事業承継割適用中】 0.36%~1.52%
	経営承継準備関連保証	経営承継の準備段階において株式・事業資産等を買取るための資金供給を必要とし、経営承継円滑化法の認定を受けた方(法人・個人)	2億8,000万円 【別枠】	運転 10年以内 設備 15年以内	0.45%~1.90% 【事業承継割適用中】 0.36%~1.52%
	特定経営承継準備関連保証	経営承継の準備段階において株式・事業用資産等を買取るための資金供給を必要とし、経営承継円滑化法の認定を受けた方(事業を営んでいない個人)	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	1.15% 【事業承継割適用中】 0.92%
	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている方(持株会社)	2億8,000万円	15年以内	1.15% 【事業承継割適用中】 0.92%

保証料率割引制度

事業承継促進保証料率割引制度

ご利用いただける方	事業承継に必要な資金を調達する方
対象となる保証制度	① 経営承継関連保証 ② 特定経営承継関連保証 ③ 経営承継準備関連保証 ④ 特定経営承継準備関連保証 ⑤ 事業承継サポート保証
保証料率	一律20%割引
取扱期間	令和7年3月31日まで

創業等連携サポート制度

ご利用いただける方	創業または分社化をお考えの方
対象となる保証制度	創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度
保証料率	一律0.20%引き下げ ※女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)の場合は、一律0.35%引き下げ
取扱期間	令和7年3月31日まで

経営資源引継ぎサポート制度

ご利用いただける方	後継者不在の事業者から経営資源を引き継いで事業を行う方
対象となる保証制度	【創業型】① 創業関連保証 ② スタートアップ創出促進保証制度 【事業承継型】① 経営承継準備関連保証 ② 特定経営承継準備関連保証
保証料率	【創業型】一律0.35%引き下げ 【事業承継型】一律20%割引
取扱期間	—

ご利用いただける方

当協会をご利用いただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等において、一定の要件を満たしている方です。

■所在地

栃木県内で事業を営んでいる方または営むための具体的な計画がある方がご利用いただけます。
 [個人]栃木県内に住居または事業所がある方 [法人]栃木県内に事業所がある方

■業種

商工業のほぼすべての業種でご利用いただけます。

ただし、農林漁業^(※)、性風俗関連特殊営業、一部の金融・保険業などご利用いただけない業種もあります。

(※)商工業とともに農業を営む方は、県制度「栃木県農業ビジネス保証制度」がご利用いただけます。

■企業規模

個人またはNPO法人で事業を営む方は常時使用する従業員数が、法人で事業を営む方は資本金または常時使用する従業員数が次の表に該当する方がご利用いただけます。また、組合については出資の総

業種	資本金	常時使用する従業員数
建設業・製造業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	個人 100人以下 法人 300人以下

なお、会社で事業を営む方で政令で定める次の表の業種を営む方については、企業規模要件の特例措置が講じられます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

■許認可等

事業を営むうえで必要な許認可等を取得している方がご利用いただけます。当協会では特に確認が必要と認められる業種を営む方について、許認可等の確認をしています。

対象資金

当協会をご利用いただきお借り入れできる資金は、事業を営むうえで必要な運転資金(借換資金含む)と設備資金のみです。そのため、生活資金、住宅資金、投機資金などのお借り入れにはご利用いただけません。

責任共有制度

当協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者のみなさまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことを目的とした制度です。

責任共有割合は、当協会が80%、金融機関が20%の負担割合となります。

なお、責任共有制度の対象外となる一部の保証制度においては、当協会の100%負担となります。

保証人と担保

当協会をご利用いただく際は、保証人が必要となる場合がありますが、原則として法人代表者以外の保証人は不要です。
また、以下の制度等においては法人代表者の連帯保証人も不要となるほか、一定の要件を満たす場合に保証制度を問わず経営者保証を不要とする運用も行っています。
ただし、担保(不動産など)は、ご利用状況や資金使途等に応じて必要となります。

法人代表者の連帯保証人が不要となる主な制度

特別小口保証	流動資産担保融資保証(ABL保証)	財務要件型無保証人 当座貸越根保証『フォルティッシモ』
スタートアップ創出促進保証制度	財務要件型無保証人保証	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度
中小企業特定社債保証	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証

信用保証料

信用保証料は、当協会をご利用いただくうえで中小企業・小規模事業者のみなさまにお支払いいただく費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出されます。

保証料率は、中小企業・小規模事業者のみなさまが保証のお申込みをする際の直近確定申告書(決算書)により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって適用される保証料率が決定します。ただし、区分に関係なく固定の保証料率が適用される制度もあります。

基準保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有対象外	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、確定申告書(決算書)等の必要書類を添えて金融機関にお申込みください。



「栃木県信用保証協会」とは

「栃木県信用保証協会」は、栃木県内で事業を営む中小企業・小規模事業者のみなさまが、金融機関から事業に必要な資金をお借入れする際にその債務を保証することで、資金繰りの円滑化を図ることを目的としている公的機関です。

1949年に設立して以来、多くのみなさまにご利用いただき、現在では県内中小企業・小規模事業者の約44%にあたる約23,700企業のみなさまにご利用いただいています。

お問い合わせ

本所

〒320-8618
栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

総務課・企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証統括課 TEL.028-635-8885
企業支援課 TEL.028-635-2195
経営アシスト室 TEL.028-689-9191

足利支所

〒326-0821
栃木県足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館
業務課 TEL.0284-70-6339



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中!

